

# 総務文教常任委員会会議録

(令和7年12月3日)

愛南町議会

愛南町議会総務文教常任委員会会議録

本日の会議 令和7年12月3日(水)  
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	鷹野正志	副委員長	田中純樹
委員	池田栄次	委員	吉田茂生
委員	石川秀夫	委員	金繁典子
委員	中野光博		

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	土居章二	主幹	尾川美保
係長	山口昌		

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

(1) 請願審査

請願第1号

セクハラ議員の役職(総務委員長)不適格、及び愛南町議会としてのセクハラ議員への処分に関する請願について

(2) 陳情審査

陳情第7号

「所得税法第56条の廃止(見直し)」の意見書採択を求める陳情書

開会 17時51分

閉会 18時21分

○田中副委員長 それでは総務文教常任委員会を始めます。

初めに委員長の挨拶、よろしくお願いします。

○鷹野委員長 本会議お疲れのところ、時間も押し迫っておりますが、全員の出席をいただきましてありがとうございます。

もう、早速、本日は陳情審査と請願審査、この総務文教委員会に付託されておりますので、その件につきまして、両方とも陳情者より意見陳述の希望がありましたので、それを要請するかどうかと、あと日程を決めたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

石川委員。

○石川委員 まず請願の件なんです、この請願は、セクハラが事実かのような請願書となっておりますが、セクハラの実事認定はないと理解しております。ハラスメントは受け手がどのように感じ、その本人自身はその組織に対して告発され認定されるかということを理解しております。

その認定事実がない中では、第三者が取上げた本請願は審査対象外であり、総務文教委員会に付託された以上、採択か不採択かをこの委員会で結論しなければならないことも理解しております。

第三者から出されたこの請願は、真実または真実相当性がない、また誹謗中傷性に当たる可能性がある。セクハラ認定事実がないことを理由に、本委員会で審査する必要性がない、不採択とするべきだと思っております。

ちなみに、請願審査の対象外として、特定の個人や団体を誹謗中傷、名誉毀損するもの、2点目には私人の紛争に関するもの、3点目には司法権の行使に属するもの、4、法令等に違反する内容や公の秩序に反するもの、こういうものがあります。

本事件において、請願審査の対象外と認識しますので、即刻、不採択の採決を求めます。

○鷹野委員長 今、石川委員から意見がありました。

今の件について、何か御意見ありますか。

金繁委員。

○金繁委員 私も、セクハラがあったかどうかという事実認定を議会の中でできない、不可能であるという観点から、そして、今までも全協などで申し上げてきたように、セクハラの実事認定、それから裁定については議会ではなくて、外部の第三者の客観的な専門機関で事実認定、裁定されるべきであるということで、条例制定、ハラスメント防止条例の制定を何回か、何回も要望をしてきて、今、議運でその条例をつくっているところです。

セクハラの実事認定がないと、今、先ほど石川委員がおっしゃられたんですけれども、この事実云々については、昨年、この事実があったときに、事務局それから当時の議長らに相談をし、一応の解決となっております。ですので、今、石川委員がおっしゃった、事実がないということもあるということも確定はしていないと。専門家の意見を頂いたわけではないので。ただ、事実があったということは議会事務局と当時の議長にお伝えしているので、そこはちょっと見解が石川委員とは違うんですけれども、合致している点は、この事実認定それから裁定については、議会の中で行われる、行うことができるものではないという点で、その点は同意見です。

○鷹野委員長 ほかに何かありますか。

中野委員。

○中野委員 ちょっと暫時休憩していただけますか。

○鷹野委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○鷹野委員長 そしたら休憩前に続いて審議を再開いたします。

今、いろいろ意見が出ました。ほんでまあ、陳情の内容が対象外であるからもうする必要がない、ほんでもうここで採決すべきだという意見、あるいは、やはり参考人が意見陳述をした

いという、基本条例に沿うたらそれに沿うべきだというような、いろんな意見がありますが、ここで決を採りたいと思います。

それ、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたら、陳情者より意見陳述の希望がありましたので、参考人を呼ぶということでいい方、挙手をお願いいたします。

(挙手)

○鷹野委員長 はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので、参考人は呼ぶということにします。

そしたら、これはこれでいいんやな。順番が違うね。

○土居事務局長 委員長、一応今言ったのは、陳情言われたので。

○鷹野委員長 陳情。請願ですね、

○土居事務局長 陳情でもいいんですけど、皆さんごちゃごちゃになられとる。

(「今どっちやったの」と言う者あり)

○鷹野委員長 今、請願の内容を言いよりました。ほんで、順番から行けば陳情を先にしたいと思いますが、今、請願のほうが出ましたので、請願に関しては参考人を招集するという事に決定いたします。

そしたら、続きまして陳情のほうですが、陳情も陳情者より意見陳述の希望がありましたので、出席要請することについて皆さんの意見をお聞きします。

もうこれも即、決採りしましょうか。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 所得税法56条の廃止(見直し)っていうことです。

吉田委員。

○吉田委員 これは前回の全員協議会で決定ですよ。

○鷹野委員長 決定したかな、全協。

○吉田委員 決定だと思うんです。あとは説明を受ける日程を決めることですよ、今日は。

○鷹野委員長 全協で決定していましたかね。していないと思う。

○吉田委員 していない。

○鷹野委員長 していない。呼んだらどうですかっていうことで、これを一つのあれに、議運にかけてくださいやったよね。ああ、議運やない。

(発言する者あり)

○吉田委員 勘違いしていました。

○鷹野委員長 よろしいですかね。

そしたらもうこれも決を採ります。

陳情の審査であります、参考人として出席要請をするという方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○鷹野委員長 賛成多数ですので、陳情につきましても参考人を招集すると、要請するという事に決定いたしました。

そしたら、日程なんです、日程について協議したいと思います。

そしたら、ちょっとあの、事務局から案があればお願いいたします。

土居事務局長。

○土居事務局長 今朝方の朝礼のほうで、議会運営委員会の委員長のほうの報告でありましたが、請願者、まず請願のほうですね、請願者の御都合が悪い日が、4日と8日が御都合が悪いということでございました。直近、最短で行くと、5日の金曜日であれば御都合がつくというようなことで考えております。

あわせて、陳情、所得税法第56条の廃止（見直し）の、こちら陳情者の方にも御都合をお聞きして、5日であれば御都合はつくということでございましたので、その辺り踏まえまして、陳情1件と請願1件、同日で行うことで事務局は考えているのですが、その辺り皆様でまた御協議いただいたらと思います。

○鷹野委員長 今、事務局より、5日であれば両方とも、陳情も請願も都合がいいということだったんですが、もう5日でよろしいですか。

金繁委員。

○金繁委員 5日でいいです。ただ希望として、午前中をお願いしたいです。

○鷹野委員長 分かりました。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 石川委員、午前でいいですか。

○石川委員 来週でもいいんやけど。

○鷹野委員長 はい、そしたら、今、午前中のほうがいいという人がおられましたので、そしたら5日の午前でよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 時間は何時からにしましょう。

事務局。

○土居事務局長 御協議ありがとうございます。

午前中の御希望の方が多ということなので、まず手法といたしましては、陳情の審査というか、御説明をお聞きするのを先にして、請願を後にしようかと事務局では考えております。

陳情のほうを10時から開始し、請願のほうを1時間後の11時からということ事務局では考えております。御審議のほどよろしくお願ひします。

○鷹野委員長 今、陳情を先にして請願を後にすると。午前10時からということがありましたが、それでよろしいでしょうか。

石川委員。

○石川委員 これ、陳情も請願もそうなんですけど、来ていただいて参考人、当然質問が出ますよね。ということで、質疑応答もあるということで理解しとるんですが、それでよろしいんですかね。

○鷹野委員長 事務局、どうですか。

○土居事務局長 説明が不足しておりましたので、説明いたします。

過去の事例を調べてみますと、おおよそ、陳情・請願についても、まず参考人としてお呼びした方の御説明、意見陳述、趣旨説明を約5分程度行いまして、その後、15分程度質疑応答を行うこととしております。

あと、皆様にもう一点確認して、御協議いただいたらいいのが、請願については請願提出者の方と紹介議員の方いらっしゃるだったので、紹介議員の方の御出席の関係も御確認いただいたらと思っております。請願提出者及び紹介議員の方も御出席希望ということでしたので申し添えます。

○鷹野委員長 そしたら、要請するのは、陳情は、ここの代表やったかな。宇和島民主商工会婦人部長、長山様、一人ということでございます。

そして、請願のほうは請願者と、紹介議員の出席要求についてはいかがでしょうか。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 出席要求するか。来ていただくのは構わんけど、出席要求し。これは、発言権はどうなっとるんでしょうか。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 招集しなければ発言権はないということ。

土居事務局長。

○土居事務局長 招集しましたら、追加説明等があったら、出席される紹介議員の方はします。仮に、傍聴に来られた場合に、傍聴希望で発言をした場合は、委員会で諮っていただいて、決を採って、多数決採って多いようであれば発言は可能ですけど、それで、決を採って少ないようであれば発言はできません。

○鷹野委員長 今、説明がありましたが、いかがでしょうか。紹介議員の出席要求。

中野委員。

○中野委員 要求というか、両方2人とも来たいのであれば、ぜひ来てくださっていいんじゃないですかね。もう向こうが、どういう、何かそう、ないんですかね向こうのほう、請願者と紹介議員のほうからは、何とか、全然ないんですか。事務局のほうに対しては何もないんですかね。ここの委員会だけが要求するかせんかみたいな話やなくて、やっぱりあるんでしょ、こう、要望は。

(発言する者あり)

○中野委員 請願者のほうからは要望があるんじゃないですか。ないんですかね。

○鷹野委員長 事務局長。

○土居事務局長 請願を出されるときに、確認として、委員会に付託された後、説明希望されますかという確認取りましたら、希望されるということでしたので、申し添えます。

○鷹野委員長 それは、紹介議員の出席を希望すると、いうことですか。いかがでしょうか。

(「いや、それはもう決を採らない」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたら決を採ります。

そしたら、紹介議員を出席要求するかどうか。要求するという方、挙手をお願いします。

(挙手)

○鷹野委員長 賛成少数ですので、委員会としては出席要求はしないということに決定いたしました。

そして、その他、何か。請願・陳情につきまして、ないでしょうか。

事務局、決定事項は以上でよろしいんでしょうかね。決定いうか、協議事項は。

○土居事務局長 はい、大丈夫です。

○鷹野委員長 よろしいでしょうか。

そしたら終わり。そしたら閉会の挨拶を、副委員長。

○田中副委員長 今日は長い間、お疲れさまでした。

以上で総務文教常任委員会を終わります。

委員長